

個人スポンサー規約

.....

■第1条(目的)

1.本規約は、アルペンスキーヤー横内真晴をサポートするための個人スポンサー契約(以下「本契約」)を締結するためのスポンサー規約(以下「本規約」)です。

■第2条(基本契約)

1.本契約は、個人スポンサー申込者(以下「甲」)による申込後、横内真晴(以下「乙」)より、ご登録通知と共にお知らせする銀行口座へ甲が契約金をお振り込み頂いた時点で契約締結とみなします。

2.甲は、契約金を乙が指定する銀行口座に振込むものとし、支払いにかかる振込み手数料等は甲の負担とします。

3.乙は、乙の判断により、本契約締結を拒否することができるものとし、その理由を甲に伝える義務は一切ないものとします。

4.乙は、本契約における契約金の利用用途等の情報開示については一切応じないものとします。

5.本契約の契約締結は、甲が本規約を同意の上、乙が定める所定の申込手続きを取っているものとします。また、甲が未成年者である場合には、甲の親権者の同意もあわせて取得するものとします。

6.本契約において、甲は以下の条件を満たしているものとします。

(1)連絡可能な住所、電話番号、メールアドレス等を持っていること

(2)申込以前に、乙による契約解除や締結拒否を受けたことがないこと

7.本契約期間は契約金をお振り込み頂いた時点より1年間とします。

■第3条(契約の登録情報)

1.甲の登録情報は乙が所有し、責任を持って管理するものとします。

2.甲は、本契約における登録情報に、いかなる虚偽の申告も行なわないものとします。

3.甲の本契約の申込みは、乙所定の方式に従い、次に掲げる事項を申告することにより行うものとします。

(1)個人スポンサー申込みをする方の氏名 (2)住所 (3)電話番号 (4)メールアドレス (5)個人スポンサーとしてウェブサイトに掲示される名前(甲が希望する場合)

4.乙は、甲の登録情報に関して、本人と特定することができない情報に関しては、甲の事前許諾なく開示することができるものとします。他方、個人を特定できる情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス)の開示については、乙は、必ず事前に甲の許諾を要するものとします。

■第4条(登録情報の変更)

1.甲は、登録情報に関して変更が生じた場合は、乙に対し、速やかにそれを通知することとします。

■第5条(譲渡禁止等)

1.甲は、本契約上の権利義務をいかなる理由があっても、営利目的での利用、第三者への譲渡、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

■第6条(契約解除)

1.甲が契約解除を希望する場合には、所定の手続きを行うものとし、手続終了後に契約解除とします。

2.甲が契約期間中に契約解除された場合でも、乙は返金をしないものとします。

3.甲が契約解除の手続をした場合でも、乙は費用の請求をしないものとします。

4.乙は理由を問わず、乙の判断により、本契約を解除することができるものとし、その理由を甲に伝える義務は一切ないものとします。その場合、乙は甲に対して、契約解除における契約金の返還はしないこととします。

■第7条(本規約の変更)

1.乙は、甲の承諾を得ることなく、乙が適当と判断する方法で甲に通知することにより、本規約を変更できるものとします。

■第8条(準拠法および合意管轄)

1.本規約は日本法に準拠し、日本の法令に従って解釈されるものとします。

